

◇ 所得税基本通達の一部改正

Q : 所得税基本通達が改正されたそうですが、その内容を教えてください。

A : 商法等の改正に伴い、新株予約権行使利益の計算の細目などを定めています。

【解説】

国税庁は平成14年11月22日付けで所得税基本通達を改正しました。その主な内容は、次のようなところです。

(1) 配当所得関係

① 新株予約権行使日の株式の価額

新株予約権の行使による収入金額の計算の基礎となる株式等の価額は、権利行使日の最終価格がない場合は最終気配相場価格とし、最終気配相場価格もない場合は同日前の直近の最終価格又は最終気配相場価格とする。なお、2以上の証券取引所に同一の区分に属する価格があるときは、最も高い価格とする。

② みなし配当の収入時期

合併によるものは合併期日又は合併登記の日、分割によるものは分割期日又は分割登記の日、自己株式の取得によるものはその事実があった日とする。

(2) 退職所得・雑所得関係の用語の整備

確定拠出年金・確定給付年金が導入され、従来の適格退職年金が廃止されることに伴い、関連する用語を改める。

(3) 医療費控除関係の用語の整備

従来の助産婦・保健婦・看護婦・准看護婦を、それぞれ助産師・保健師・看護師・准看護師に改める。

